



## ひとりで悩んでいませんか？ 当センターでは、犯罪や交通事故などの被害にあった方や そのご家族のために支援活動を行っています。

○ まずはお電話下さい。「相談電話 098-866-7830」  
(月曜日から金曜日 午前 10時～午後 4時まで、祝日・年末年始を除く)

### 被辯者への付添い

必要に応じて直接的支援を行います。



## 被害にあられた方やご家族の皆様へ

事件後は一種のショック状態が続くことが多い、体や心に変調をさせます。

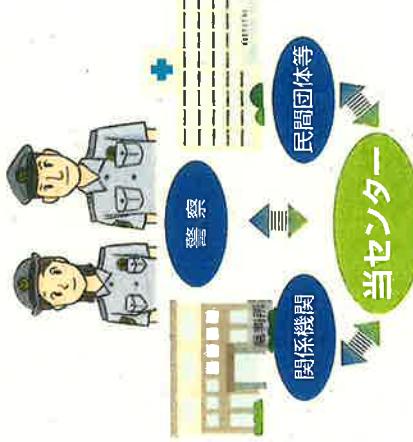
- 不安や緊張を強く感じることはありますか？
- 感情のコントロールがうまくいかないことは、ありますか？
- 食欲がなくなったり、眠れなくなったりしていませんか？

事件そのものがどうしても信じられず、突然として悲しみことがあります。でもこれは決して異常なことではありません。突然大きな衝撃を受けた後では、ごく正常なことがあります。被害を受けた方や、そのご家族の方は、いろいろな問題や苦悩を抱えています。一人で悩まないで、神奈川県民支援センターまで電話をおかけ下さい。

あなたの気持ちを受けとめ、あなたのこれからを一緒に考えていきたいと思っております。

### その他の活動

警察、検察庁や弁護士会など関係機関・団体等と連携し、充実した被害者支援活動を行っています。



当センターは「犯罪被害者等早期援助団体」です

当センターは、平成19年12月13日、沖縄県公安委員会から、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる官利を目的とした法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

被害にあられた直後の被害者やご家族の方々の多くは、事故・事故のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障を出すことがあります。また、被害状況等を繰り返し説明することは精神的にも負担となります。

事件を取り扱った警察が、支援を必要と判断した場合には、被害者やご家族の方々の同意を得て、当センターに連絡をいたしました。この連絡を受けた当センターでは、必要な支援活動を行うため、被害者やご家族の方々に連絡をどちらなお、当センターでは、守秘義務を厳守いたしますので、安心してご相談下さい。

- 専門家による指導  
各分野の専門家による初級養成講座のほか、継続的な各所研修を行い、相談・支援業務の質向上を図っています。
- 被害者支援員の養成及び研修  
被害者支援員の養成及び研修を行っています。
- 被害者支援活動に関する研修、会議等を社会に開催するため、リーフレット・ニュースレターの配布やホームページの開設及びパネル展・講演会（命の大切さを学ぶ教室）、キャンペーン活動等を行っています。

## 相談の秘密は 守ります

※その他、市町村等関係機関へも付添うことができます。

○ 検察庁・裁判所への付添い  
検察官や、裁判の傍聴等へ付添うことができます。

○ 弁護士相談への付添い  
弁護士との交渉・被害証明、捜査、裁判等の各種手続きに付添うことができます。